

# 台風や大雨に伴う避難行動などについて

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線251)

近年、記録的な大雨による洪水や土砂災害などで甚大な被害が発生しています。日ごろから、お住まいの地域における土砂・洪水災害について備えておき、速やかな避難行動を心掛けましょう。

## ■大雨に伴う避難行動について

避難が必要となった場合、市では災害の危険度

や切迫度に応じて、次のとおり避難勧告などを発令します。危険な場所にいる人は、警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)の発表で避難を開始するなど、余裕をもった行動を心掛け、警戒レベル4(避難勧告)の段階で避難が完了するようにしましょう。

## 警戒レベルととるべき行動

警戒レベル	避難行動など	避難情報など	発令者・発表者
警戒レベル5	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報	市
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難勧告 避難指示(緊急)	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	避難行動の確認	洪水注意報 大雨注意報など	気象庁
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう	数日中に警報級の大雨の可能性など	

※指定避難所までの移動がかえって危険な場合には、「近隣の安全な場所」への移動や、屋内に留まって安全を確保する「屋内安全確保」も避難行動の一つとされています。

## ■土砂災害に関する情報について

これから、台風の季節を迎えますが、土砂災害から身を守るため、あらかじめ自宅周辺における土砂災害の危険性、避難所などを確認し、いざというときに備えましょう。

また、避難にあたっては、周りの人と声をかけあい、余裕をもって避難するようお願いいたします。詳細は、右に記載の岩手県や大船渡市のホームページを確認ください。

・岩手県の土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況

<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0607/>

・岩手県土砂災害警戒情報システム(土砂災害が起きる危険度情報)

<http://sabo.pref.iwate.jp/>

・大船渡市の土砂災害危険箇所図

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/bousai/970.html>



## ■避難所での新型コロナウイルス感染症対策について

市は、避難所での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めますが、市民の皆さんも、避難する際には次の点に協力をお願いします。

○避難先として、災害の危険の少ない親戚宅や友人宅も検討する。

○マスク、衣類、体温計、常備薬、食料など必要な物品を持参する。

○避難所では、咳エチケットなどの感染防止に心掛ける。



## ■大船渡市の避難所一覧



市ホームページ

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/bousai/12824.html>

# 大船渡市成年後見支援センター(通称:まるさぼ)開設しました

▷問い合わせ先＝地域福祉課障害福祉係(☎内線187)

市は、9月1日に「大船渡市成年後見支援センター(通称:まるさぼ)」を開設しました。

まるさぼでは、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度に関する相談支援、申立支援、研修会・相談会の開催などを行います。

専門の相談員が対応しますので、気軽に相談ください。

## ■センター概要

▷場所＝大船渡市社会福祉協議会内(立根町字下欠125-12)

▷開所日時＝月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

▷連絡先＝(☎)270001 / (FAX)270800

※祝日および12月29日～1月3日は除く

▷業務内容

・相談支援＝判断能力が不十分で、日常生活に支

障が出ている人などについての相談に応じます。

・申立支援＝親族または本人が成年後見などの申し立てを行う際に、書類の書き方や内容確認などの支援を行います。

・研修会、相談会の開催＝成年後見制度に関する研修会の開催や、専門家による市民向け無料相談会などを開催します。

## ■成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の権利や財産を守り支援していく制度です。

この制度を利用することで、成年後見人などが判断能力が不十分な人に代わって、訪問販売や悪質商法への対応(契約の取り消し)、預貯金や不動産などの財産管理、入院や介護サービスなどの利用手続き、契約の支援などを行います。

# 住宅リフォーム助成事業の申し込み受け付けについて

▷問い合わせ先＝住宅公園課住宅建築係(☎内線323)

市は、市民の居住環境の向上や、市内の住宅関連産業および商業を中心とした地域経済の活性化を図るため、市内施工業者によるリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を助成しています。

▷対象者＝市内にある下記対象住宅を所有し居住している者または所有し居住する予定の者

▷対象住宅＝築5年以上経過した、専用住宅または住宅部分が2分の1以上ある併用住宅

▷対象工事＝全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体などの費用を除いた額が税抜き30万円以上の以下に該当するリフォーム工事で、原則2月28日までに完了する工事

・機能維持工事(修繕などにより機能を維持するための工事)

・機能向上工事(バリアフリー化し機能を向上するための工事)

▷助成額

・機能維持工事＝対象工事費の10分の1を補助(上限5万円)

・機能向上工事＝対象工事費の10分の2を補助(上限10万円)

・空き家バンクを利用し、契約が成立した住宅をリフォームした場合は、15万円を加算

・機能維持工事、機能向上工事の両方を行った場合はそれぞれの工事で算出し、総額の上限10万円

▷助成方法＝助成相当額の大船渡地域商品券を交付します(空き家加算分は現金)。

▷申請方法＝リフォーム工事の着手前(契約前)に、住宅公園課に直接申請ください(着手した工事は対象外です)。

▷申請期限＝12月28日(月)(ただし、予算が無くなり次第受け付けを終了します)

▷その他

・必ず着手前に申請ください。

・必要書類が全て揃った時点で受け付けとみなします。事前に申請や相談があっても、書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。